

宮城県道路交通規則 第14条(1)

罰則

積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において、タイヤに鎖又は全車輪にすべり止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を取り付けるなど滑り止めの方法を講じないで、三輪以上の自動車(側車付きの三輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。)を運転しないこと。

ノーマルタイヤでの雪道走行は、罰則対象になります。

罰金:5万円以下(道路交通法第71条第6号)

反則金:大型車7千円 / 普通車6千円



最後部軸輪チェーン装着

駆動輪チェーン装着

出発前に道路や
気象の情報を事前に
確認しましょう!

外出前は

パソコンで
チェック



外出後は

外出先でも「冬道情報」携帯版が
ご覧いただけます

携帯でチェック

仙台河川国道 冬道

検索

仙台河川国道事務所のホームページで国道4号・47号・48号等の路面画像・気象画像がリアルタイム(15分間隔で更新)でご覧いただけます。

ドラぷら

検索

NEXCO東日本のホームページでは高速道路の渋滞・規制情報をご覧いただけます。なお、「冬の高速道路講座」の情報も提供しております。



携帯用QRコード



※画面表示はイメージです。

宮城県道路防災情報連絡協議会

tel.022-248-4131

【国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所・宮城県・宮城県警察本部・仙台市・東日本高速道路(株)東北支社・宮城県道路公社】

H26.10発行